

# 議 事 規 定

## 第 1 条 (設 置)

この規定は組合規約第 6 9 条により設け、会議の運営はこの規定による。

## 第 2 条 (目 的)

この規定は会議の秩序を保ち公正円滑なる議事の運営をはかることを目的とする。

## 第 3 条 (会議の順序)

会議の順序は次の通りとする。

1. 資格審査
2. 組合歌合唱
3. 開会宣言
4. 議長就任
5. 書記の就任
6. 執行委員長挨拶
7. 祝辞、祝電の披露
8. 議事日程の決定
9. 一般経過報告
10. 議 事
  11. 役員及び委員の選出
  12. 議事録署名人の選出
  13. 議事確認
  14. 議長退任
  15. 閉会宣言

## 第 4 条 (出席の義務)

会議構成員は、招集状に指定された期日、時刻に会場に集合しなければならない。

## 第 5 条 (議 長)

1. 議長は議事規定により会議の秩序を保ち、公正円滑な議事の運営をはかり会議を主催する。
2. 開会および閉会の宣言を行う。
3. 会議出席員がこの規定を無視し会議秩序を乱し、または不穏当と認める発言をしたときはそれを制止し、必要により発言を取消させ、または退場を命ずることが出来る。
4. 発言冗長にわたるときは短縮させることができる。
5. 会議構成員が組合規約第 16 条の条件に満たぬとき、または欠くに至った時はその事実を報告し、休憩、延会または閉会を宣言する。
6. 議事進行を妨害する者に発言を停止し、または退場を命じ、議場混乱に陥った時は休憩或は延会の宣言をする。
7. 一度提案され採決を終わった議題が再提案された時は、拒絶することが出来る。
8. 発言権をもたぬ者の発言を禁止する。
9. 討論の終結及び表決の宣言をする。

10. 討論に参加することはできないが、可否同数の場合は議長が採決権をもつ。
11. 会議書記を指定し議事録の作成にあたらせる。
12. 議事終了後議事の確認をさせる。
13. 議長は必要に応じてその職を副議長に代行させることができる。

#### 第6条 (議長提訴)

議長の決定に対して不満をもつときは提訴することができる。  
議長の決定に提訴のあった時は副議長が議長の職務を代行する。  
副議長は提訴した出席員にその理由を説明させ、議長はその決定の理由を説明する。これにもとづいて討論なしにこの問題を採決に付する。

#### 第7条 (会期)

1. 会議は招集された日からこれを起算する。
2. 議案の審議が全部終了したときは会期内であっても閉会することができる。

#### 第8条 (提出議題)

会議に提出する議案は開催日の20日前までに本部に提出しなければならない。  
本部はこれを審議処理し、その経過と結果を支部、分会に通知しなければならない。  
但し、緊急止むを得ない時はこの限りではない。

#### 第9条 (動議)

1. 動議を採用するには動議提出者以外の1名以上の賛成のあることを要する。
2. 動議を提出した出席員はその賛成者の同意を得てこれを撤回することができる。  
但し、一旦採決された動議は会議の同意ある時の外は撤回することはできない。
3. 動議は議長の説明のあるまでは討議することはできない。

#### 第10条 (特別動議)

1. 次の動議は他の問題が討議中であっても提出することができる。
    - (イ) 無期延期の動議
    - (ロ) 討論打ち切り及び即時採決の動議
    - (ハ) 一定期間に延ばす動議
  - (ニ) 次期期間の付託の動機
  - (ホ) 修正の動議
- これらの動議は上の順序で優先する。但し、発言している時、投票している時、即時採決の動議が取り上げられた時等を除くものとする。
2. 無期延期の動議が通過したときはその問題は大会の同意による場合の外再び取り上げることはできない。
  3. 修正案に対する修正案を更に修正する動議は提出することができない。

#### 第11条 (発言)

1. 出席者が発言しようとする時は挙手して議長を呼び、議長の許可を得て発言しなければならない。
2. 発言は討議中の問題に限り、かついかなる場合に於ても出席員は他人の発言

中これを妨害してはならない。

但し、議事規定違反の場合は他人の発言中でもこれを指摘することができる。違反に問われたものはその間発言を中止し、議長の裁決の結果適法を認められた時は始めて発言を続行することができる。

3. 出席員は発言しようとする他のすべての者が発言終了するまで同一問題について1回以上発言することはできない。

但し、審議中の動議の内容が十分に徹底されていない場合に説明を加える時はこの限りではない。

#### 第12条 (採 決)

1. 採決に際しては、出席員は必ず表決の数に加わらなければならない。
2. 出席員は自己の表決の更正を求めることはできない。
3. 採決する時、議長は議題名と共にその要旨を簡單明瞭に明言しなければならない。
4. 議長が採決することを宣言した後は何人と言えども議題について発言をすることはできない。  
但し、採決の方法その他に問題がある場合は別であつて、その時は議長は直ちに間違いを訂正し再び採決を宣言し直さなければならない。
5. 採決の方法は挙手によるか、又は直接無記名投票によらなければならない。
6. 挙手採決の場合、この数を認定し可否の結果を宣言しなければならない。
7. 投票による場合は総投票の可否数、および無効投票の有無とその数を宣言しなければならない。
8. 同一議事について、いくつかの修正動議が成立した場合には原案に最も遠いものから順次採決するものとする。  
但し、その順序について異議ある場合は出席員にはかつてこれを決する。
9. 如何なる動議または議案も提出者がこれについて発言を欲する時はその発言が終わるまで表決することは出来ない。

#### 第13条 (議事録及び署名人)

議事録の作成は次の事項を記載の上署名人が捺印し書記局より発行する。議事録署名人2名はその都度会議で選出する。

- ① 会議の場所
- ② 開会閉会等の年月日及び時間
- ③ 出席人員及び欠席者氏名
- ④ 一般経過報告の要旨
- ⑤ 議題または議題となった動議
- ⑥ 議決の要旨
- ⑦ 選挙の顛末
- ⑧ その他特に必要と認められた事項

#### 第14条 (議場の秩序)

1. 会議中はみだりに退席することはできない。  
但し、止むを得ない時は議長の許可を得て退席する。
2. 会議中出席員は議事の進行を妨げる言動をしてはいけない。

第 15 条 (傍 聴 者)

1. 傍聴者は会議で不謹慎な発言をしたり議事の妨害となるような行為をしてはならない。
2. 傍聴者が発言することができるのは議長の許可を得た時に限る。

第 16 条 (規定の改廃)

この規定の改廃は大会において行う。

第 17 条 この規定は昭和 30 年 3 月 26 日より実施する。

(S63.8 改定) (H4.8 改定) (H5.8 改定) (H21.8 改定)